# 景品関係

## 一、株式会社講談社に対する件

昭和四十九年（排）第七号

排除命令

東京都文京区音羽二丁目十二番二十一号

株式会社講談社

右代表者代表取締役　野間省一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社講談社は、「現代世界大百科事典」の販売に関して行なった次の㈠及び㈡の景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である書籍・雑誌小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会

の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

(一) 取引先である書籍・雑誌小売業者を対象に、昭和四十六年十月頃から同四十七年十二月十日までを期間とし、同社が一般書籍について通常支払うものよりも高率の報奨金を支払い、これを海外旅行の費用に充当させるという一連の企画の下になされた報奨金の提供

(二) 取引先である書籍・雑誌小売業者の従業員を対象に、昭和四十六年十月頃から同年十二月三十一日までを期間とし、「店員様年内販売豪華挑戦賞」と称して行なった景品類の提供

二 同社は、今後一年間、書籍・雑誌の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三 同社は、第一項に基づいて行なった公示及び通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一 株式会社講談社（以下「講談社」という。）は、肩書地に本店を置き、書籍及び雑誌の出版業を営む事業者である。

二 講談社は、昭和四十六年十月から発刊した「現代世界大百科事典」（全三巻、昭和四十七年四月最終巻発売。以下「現代百科」という。）の販売について、取引先である書籍・雑誌小売業者（以下「書店」という。）及び書店の従業員を対象に、次の(一)及び(二)記載の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

(一) イ 同社は、現代百科の販売数に応じて、次表の基準により、同社が一般書籍を販売する際に提供する通常のものよりも高率である「販売活動費」と称する報奨金を提供することとし、この旨を昭和四十六年十月頃書店に通知した。

| 販売部数（セット） | 一セット当り販売活動費（円） |
| --- | --- |
| 一～九 | 一、五〇〇 |
| 一〇～二九 | 二、〇〇〇 |
| 三〇～四九 | 三、〇〇〇 |
| 五〇～九九 | 三、五〇〇 |
| 一〇〇以上 | 四、〇〇〇 |

ロ　次いで、同社は、東京出版販売株式会社の発行に係る「東販週報」昭和四十七年六月二日号に、「講談社速報」として、現代百科の全巻セット販売に対して支払う「販売活動費」を書店未来研究会に積立てさせ、これをもって海外旅行を実施する旨を広告し、さらに、次の(イ)ないし(ハ)の事項を内容に含む「書店未来研究会設立の御案内」と題する文書を、「書店未来研究会世話人会」名義をもって、同年七月及び八月の二回にわたって合計約三千四百の取引先書店に送付した。

(イ)　書店未来研究会と称する書店の団体を結成し、その事務所を講談社内におくこと。

(ロ)　右研究会の行事の一つとして、次の研修旅行を行なうこと。

Aコース　グアム　（一人当り費用　九万円）

Bコース　バリ　（同　二十一万円）

Cコース　ヨーロッパ　（同　四十万円）

(ハ)　右研修旅行の参加資格は、現代百科の販売活動費の積立てを右研究会に委任し、かつ、販売目標として各コース

別に定めた現代百科完結セット必要販売数を、昭和四十七年十二月十日までに達成すること。

ハ　右企画により、現代百科の販売活動費の積立てを右研究会に委任し、海外研修旅行に参加した書店は、Aコース二十七書店、Bコース十四書店、Cコース七書店であった。

なお、書店未来研究会は、昭和四十八年二月に設立された。

(二)　同社は、昭和四十六年十月頃から同年十二月三十一日までを期間とし、書店の従業員を対象に、「店員様年内販売豪華挑戦賞」と称して、現代百科の販売数に応じて、次表のとおり景品類を提供することとし、同年十月頃この旨を書店に通知した。

| 賞名 | 品名 | 販売数 |
|---|---|---|
| チャレンジ金賞 | ○カセット付FMラジオ（二万三千円相当） | 第一巻三〇部に付き一個 |
| チャレンジ銀賞 | ○男性用腕時計（一万円相当）<br>○女性用腕時計（一万円相当）<br>○ハーフサイズ判カメラ（一万二千円相当） | 第一巻一五部に付き上記のうちいずれか一個 |

三(一)　講談社が、前記二の(一)により、通常支払うものよりも高率の「販売活動費」と称する報賞金を提供し、これを海外旅行の費用に充当させるという一連の企画に基づいて提供するところの報奨金は、「不当景品類及び不当表示防止法第

二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）第一項に規定する景品類に該当するものであるところ、前記二の㈠の企画により提供される景品類のうち、Bコース及びCコースの価額は十万円をこえるものであり、また、Aコースについても、前記二の㈡の企画と合わせることにより十万円をこえることとなるものがある。

㈡　同社が、前記二の㈡により、書店の従業員に対して行なう景品類の提供は、当該従業員が勤務する書店に対する景品類の提供とみるべきものであるから、これら景品類が一書店に属する複数の従業員に対して提供される場合には、その書店に対し、十万円をこえる価額の景品類の提供を行なうこととなるものがあり、現にすくなくとも四十五の書店に対して十万円をこえる景品類の提供が行なわれている。

四　しかるに、講談社が取引先事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年十万円までであるから、同社の提供する前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、講談社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年五月二十四日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　瀧川正久

委員　呉文二

委員　橋本徳男